

各区地域支援調整チームからの提言・要望に対する回答（案）

区地域支援調整チームからの要望事項一覧（障害関係）

ページ	要望区	要望要旨	担 当
1	福島区	自立支援法から介護保険制度へのスムーズな移行について	障害支援課
2	中央区	移送支援の経過的措置について	障害支援課
3	天王寺区	委託相談支援事業所の設置について	障害福祉課
4	西淀川区 1	施設の空き情報を集約するシステムについて	障害支援課
5	西淀川区 2	施設の通所利用に伴う移動支援について	障害支援課
6	西淀川区 3	通院時における医療機関内での介助体制の充実について	障害支援課
7	西淀川区 4	公営住宅の障害者利用枠の拡大について	都市整備局
8	住之江区 1	ケアマネージャーの設置とサービスの量的拡大について	障害福祉課
9	住之江区 2	移動支援制度の見直しについて	障害支援課
10	住之江区 3	障害福祉サービスの制度改正について	障害支援課
11	住之江区 4	事務量増加による人件費の助成について	障害支援課
12	住之江区 5	障害者施設に対する設置基準の緩和について	障害支援課
13	住之江区 6	自立支援協議会予算の充実について	障害福祉課
14	住之江区 7	日中活動系事業所等への助成の増大について	障害支援課
15	住之江区 8	高齢者介護と障害者介護の一本化について	障害支援課
16	住之江区 9	通所者用区内巡回バスの運行について	障害支援課
17	住之江区 1 0	児童・障害・高齢の枠を越えたサロンの設置について	地域福祉課
18	住之江区 1 1	ヘルパー不足の解消について	障害支援課
19	住之江区 1 2	精神障害者支援の体制整備について	こころ・障害福祉課・ 障害支援課
20	住之江区 1 3	障害福祉版地域ケア会議の位置づけについて	地域福祉課
21	住之江区 1 4	区社会福祉協議会の自立支援協議会との協働について	障害福祉課・地域福祉課
22	住之江区 1 5	障害福祉版地域ケア会議の活動費について	障害福祉課・地域福祉課
23	住之江区 1 6	相談支援専門員、支援員、ヘルパーの研修について	障害福祉課
24	住吉区 1	入院時コミュニケーション・サポート事業の対象拡大について	障害支援課
25	住吉区 2	地域の障害者の相談強化や、社会資源の充実について	障害福祉課
26	住吉区 3	精神障害者の身体介護の算定について	障害支援課
27	住吉区 4	通院等介助の制度の変更について	障害支援課
28	住吉区 5	移動支援の内容充実について	障害支援課
29	住吉区 6	グループホーム等の居住地特例について	障害支援課
30	東住吉区 2	コミュニケーション支援や見守り介護について	障害支援課
31	東住吉区 3	日中活動事業所への送迎介助について	障害支援課

32	東住吉区 4	義務教育期間中の通学時の送迎体制について	教育委員会
33	東住吉区 5	65 歳以上の障害者に対する移動支援の受給要件について	障害支援課
34	西成区 共通 1	家族への支援について	障害福祉課
36	西成区 共通 2	就労支援について	障害福祉課
38	西成区 共通 3	福祉サービス情報の提供について	障害福祉課
39	西成区 身体・知的①	広汎性発達障害の支援体制の確立を	障害福祉課
40	西成区 身体・知的②	成年後見制度の診断書記載可能な医療機関について	地域福祉課
41	西成区 身体・知的③	あんしんさぼーと事業について	地域福祉課
42	西成区 身体・知的④	難病患者の支援制度の拡充について	障害福祉課
43	西成区 身体・知的⑤	電動車いす事故防止について	リハセン・障害福祉課
44	西成区 身体・知的⑥	生活介護の利用について	障害支援課
45	西成区 身体・知的⑦	移動支援について	障害支援課
46	西成区 精神①	在宅支援を進めるための社会資源の充実と関係機関の連携	こころ C・障害支援課・ 障害福祉課
47	西成区 精神②	支援者への研修とスーパーバイズ機能の充実について	障害福祉課
48	西成区 精神③	地域のアルコール関連問題のネットワークの再構築と支援技術の向上について	こころ C
49	西成区 精神④	障害者の自立生活を支援するためのケアマネジメント体制の充実について	障害福祉課
50	西成区 精神⑤	若年性認知症に対する施策の充実について	障害支援課
51	西成区 精神⑥	薬物依存症に関する医療機関の確保と啓発について	こころ C
52	西成区 精神⑦	重篤な身体合併症を持つ精神・知的重複障害者の受け入れ 病院の確保について	障害福祉課

区地域支援調整チームからの要望

福島区要望	
<p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者が 65 歳になり、介護保険制度によるサービスを受けることになる際のスムーズな移行のため、マニュアル等を作成してほしい。</p>	
要望理由	
<p>自立支援サービスの利用者が 65 歳を迎え、介護保険サービスへ移行する際、本人や本人を支援する家族、関係者が制度についての理解が十分でないことが多く、そのため手続き等が混乱して必要なサービスが利用しにくくなるようなトラブルが現実的に起きています。</p> <p>また、介護保険のケアマネージャーや自立支援の相談支援専門員も、それぞれの事業については理解していても、専門外の制度については十分に理解できておらず、介護保険を優先しながら自立支援サービスを利用する場合に、利用者が今まで利用してきたようにサービスを利用することができなくなり、暮らしづらくなるようなことも起きています。</p> <p>このような現状を踏まえ、特に自立支援から介護保険サービスへ移行する際に、本人が暮らしの質を落とさず、これまでどおりに安心して暮らしていくことができるよう、自立支援サービス利用者がスムーズに介護保険サービスの利用に移行することができるように支援の方策を検討してください。そのためには、移行時のマニュアルの作成や関係課間の調整も必要であると考えます。</p> <p>また、障害があってもその人らしく生きることを目指していく障害者ケアマネジメントの考え方を基本において、単に給付管理だけを目的とするのではなく、必要な人が必要な支援を利用できるように十分に配慮してください。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障害のある方から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障害福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障害福祉サービスの提供をできるように、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障害については、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障害福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障害者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

中央区要望	
移動支援の経過的措置について	
要望理由	
<p>現在、小規模作業所は、①社会参加・日中活動の場であること。②毎日の通所を原則としていないこと。の理由により、当該作業所の送迎には移動支援サービスを利用することができることになっています。</p> <p>しかしながら、小規模作業所については、平成24年3月末までに障害者自立支援法の新たなサービス体系へ移行するように推進されており、当該作業所が生活介護や就労継続支援等の新サービス体系へ移行したことによって、大阪市移動支援事業実施要綱に定める『通年かつ長期にわたる外出』に当たるとして、今まで利用できていた移動支援サービスが使えなくなる場合が出てきます。</p> <p>このような場合には、移動支援サービスに代わって、保護者の方が送迎を行うことを余儀なくされる場合があります。</p> <p>保護者の方の中には、高齢の方も多数おり、相当な負担を強いられている場合もあるので、このような場合には、移動支援を利用できる経過的措置等を講じていただきたい。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。</p> <p>移動支援事業は、障害のある方や障害のある児童が地域で生活する上で必要な外出及び余暇活動など社会参加等を行う上で重要な支援であると考えており、これまで移動介護サービスを利用していた方に対し、サービス低下をきたさないよう支援費制度と同じ事業内容、基準で実施しています。</p> <p>また、生活介護事業所におきましては、国の通知「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」において、「指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要がある」と定めるとともに、既に通常の報酬体系において送迎にかかる費用が一定評価されているため、別途、支援事業等の外出にかかる支援は利用できません。</p> <p>なお、他の日中系サービス事業の通所における移動支援事業の利用につきましては、現在のところ困難であると考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

天王寺区 要望	
障害者の自立支援のために委託相談支援事業所の設置、充実を	
要望理由	
<p>現在37か所の委託相談支援事業所が設置されているが、天王寺区は未設置のままである。</p> <p>区内に住む障害者及び施設等から区内に戻りたい障害者が地域で安心して自立した生活ができるために、身近な支援機関による情報提供や、個別に支援機関との連携・調整を行う、区単位及び人口・障害者数に応じた充実した相談支援体制の早急な確立を求める。</p> <p>また、障害特性に応じた対応ができるよう体制の充実が必要である。</p> <p>引き続き、天王寺区内への委託相談支援事業所の設置を要望する。</p>	
回 答	
<p>障害のある方に対する相談支援については、本市が委託している相談支援事業所が、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、相談者の目的や意思など個々の状況に応じた支援を行っております。</p> <p>現在、相談支援事業は、圏域を単位として事業を実施していますが、より身近な地域である区単位で、地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークが構築されており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担ってもらう必要があるため、今後、区単位の事業展開を目指し、現在の委託相談支援事業を再編することになりました。</p> <p>そこで、公平性を確保するため、平成23年12月から翌1月にかけて、プロポーザル方式による公募により事業者を募集し、選定会議による選考の結果、平成24年1月末に24区の実業家を決定しました。</p> <p>今後は、区域における障害者の支援専門機関として区役所と連携し、個別の支援にも有効に機能していくよう、地域における相談支援体制の充実を図り、事業者の支援力の向上のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西淀川区 要望 1	
<p>介護者の予期せぬ事情により、緊急に施設利用が必要になった場合を想定して、利用可能な施設の空き情報を集約するシステムづくりと予算化を要望する。</p>	
要望理由	
<p>最近の状況として、障がい者を抱える家庭基盤の不安定さの問題が目立つように思われる。家族自身が高齢であったり、障がいを抱えていたり等、支援が必要な状態である。周囲より支援を導入していけるよう働きかけるが、「将来的には施設入所等を考えているが、家族が頑張れるうちは」など受入れには消極的であることが多い。しかし、家族の状態が不安定なだけに、いつ緊急的な対応を考えざるをえなくなっても、おかしくない状況である。そうなった時にヘルパー等居宅の支援だけでは対応が困難でショートステイや入所の利用が必要となってくる。しかし、現実にはショートステイの利用や登録自体を行っていないケースが多く、いちから施設に打診していくことになる。効率的な対応を行っていくために、上記のようなシステムが必要である。</p>	
回 答	
<p>ショートステイは、介護者の疾病等の理由により、障害のある方や障害のある児童が居宅において介護を受けることができない場合に、一時的にショートステイの事業所に入所する事業であり、その利用にあたっては、支給決定を受け、事業所と契約を締結していただいたうえで利用していただくこととなっております。</p> <p>なお、ショートステイにおける緊急時の円滑な受け入れを促進させる観点から、平成24年度から国において空床確保や緊急時の受け入れを評価する加算が創設される予定です。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

西淀川区 要望 2	
障がい者の施設利用（通所等）に伴う移動が安全にかつ経済的にも負担の少ない形で利用できる支援体制を要望する	
要望理由	
<p>障害者自立支援法に基づく施設には、その支援のひとつに送迎の支援も含まれているが、現実的には職員体制等から送迎の支援は困難である。区内の施設には限りがあり交通機関を乗り継いで通所となる場合もある。決まった場所なら通所できる場合もあるが、障害特性から危険の認知が困難で単独通所が困難な場合が多い。保護者の方も就労や高齢化など同行が困難な状況も多くなっている。毎日の通所となるとボランティアを探し出すのも厳しい状況である。障がい者の社会参加や生活のリズムの安定のために、日中活動の場に安全に通所するための支援体制が必要と考える。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>障害者自立支援法に基づく施設への通所については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。</p> <p>なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

西淀川区 要望3	
通院時における医療機関内での介助体制の充実を望む	
要望理由	
<p>通院時における介助体制は自宅の玄関から病院の玄関までであるが、現実には病院内の移動についても介助者がボランティアで行っている。病院内での対応については病院のスタッフで対応することであるが、特に総合病院などでは個別配慮が難しい状況にある。身体面での直接の介助ではないが、大勢の中で長時間待つことが精神的に厳しい状態や病院のスタッフとのコミュニケーションの問題等支援の必要な面がある。病院内でのサポート体制として、ヘルパー的な役割ができる体制や障がい者が診療中も同席できる体制づくりが望まれる。</p>	
回 答	
<p>居宅介護事業における通院等介助におきましては、平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知においては、「(4)その他 ア移動先における介助の取扱い」において、「官公署等内の介助については、算定対象となる。なお、病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」と示されています。このことから、院内介助におきましては、国の通知によると、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合で、飲水・トイレ等の身体介護、院内の移動、見守り、医師や医療スタッフとのコミュニケーションの仲立ち等が必要であると認定できる場合は、算定できることとしているところです。</p> <p>受診時における支援につきましては、利用者、事業者にとって重要な課題であり、医療機関との連携が必要と考えますので、国に要望等を行ってまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

西淀川区 要望 4	
公営住宅の障害者利用枠の拡大を望む	
要望理由	
<p>障がい者が単身での生活を希望する際、相談支援事業所が住宅の相談にのることも多い。しかし、実際に住居を探す段階になると大家さんの障がいに対する理解が難しい場合があり、入居に結びつきにくい状況である。特に知的障害者や精神障害者に対する理解が得られにくい状況である。障がい者が周囲の支援のもと、自立した生活を送っていくために、障がいへの配慮ある公営住宅の障害者利用枠の拡大が望まれる。また、住宅関連機関の集まりに障がい者理解についての啓発の働きかけも望まれる。</p>	
回 答	
<p>市営住宅の入居者募集につきましては、毎年 7 月・2 月に定期募集、11 月に親子近居等の募集を実施しているほか、空家の一部について、随時募集を実施しております。</p> <p>また、5 月には健康福祉局等が福祉目的住宅の募集を実施しております。</p> <p>障害者の方への募集と致しまして、5 月の福祉目的住宅募集においては「心身障害者世帯向け」及び「障害者ケア付住宅（世帯向け・単身向け）」の募集を行っており、そのほか、7 月・2 月の定期募集におきましても、障害者及び高齢者など一定の申込み資格を満たす単身者向けの住宅を別枠で募集をしております。さらに健康福祉局と連携し、市営住宅の目的外使用として、ケアホーム・グループホームとしての活用も図っているところでございます。</p> <p>市営住宅の募集戸数につきましては、近年減少傾向となっており、募集戸数の確保に苦慮しているところでありますが、この間、単身者向け住宅及び福祉目的住宅の募集戸数について一定数の確保をしてきたところであり、今後も引き続き、単身者向け住宅等の募集戸数について、一定数の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお本市では、大阪府及び府下市町村と連携し、障害者の方だけに限らず、高齢者、外国人、子育て世帯などの入居を拒まない民間賃貸住宅や、当該住宅を斡旋する協力不動産店に関する情報を提供する大阪あんしん賃貸支援事業を実施しております。</p> <p>平成 24 年 2 月 1 日現在の大阪市内における登録状況 登録住宅・・・101 件、1,428 戸 協力不動産店・・・112 件</p>	
担 当	都市整備局 住宅部 管理課 (電話 6208-9261) 都市整備局 企画部 住宅政策課 (電話 6208-9617)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 1	
<p>障害者自立支援法にも介護保険のようなケアマネージャーを付けて欲しい。また、サービスが量的にも不足状態にあるが、この現状を理解していただき制度そのものの改正について国への要望をしていただきたい。</p>	
要望理由	
<p>相談支援専門員には限度があり、つかない方の場合サービスが低下することから、より充実した利用者への対応が必要である。</p> <p>また、障害を持っている方がサービスの依頼をする際に、サービス量が不足しているために利用しづらいということが多々ある。本人が自分で探すことが容易でない現状である。</p>	
回 答	
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）が平成22年12月10日に公布され、平成24年4月1日から相談支援の充実が図られることになりました。</p> <p>障害のある方や障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある方や障害のある児童の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、現行の指定相談支援の対象者が大幅に拡大されます。</p> <p>対象者については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスを申請した障害のある方や障害のある児童 ・ 地域相談支援を申請した障害のある方 ・ 障害児通所支援を申請した障害のある児童 <p>なお、対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則としてすべての対象者について実施されます。</p> <p>また、障害福祉サービスの量的拡大や障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、障害のある方のニーズに対応できるようなわかりやすい制度を構築するよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望2	
<p>移動支援の見直しをして欲しい。制度そのものの改正について国への要望をしていたきたい。また、区保健福祉センターの許可があれば例外を認めて欲しい。</p>	
要望理由	
<p>移動支援は、重度障害でなければ利用できない。入院中の患者で、主治医に勧められても外出や散歩に利用できない。また、通勤や通学にも利用が不可能である。障害種別によっても利用しやすさが異なり、外出希望の多い身体障害者が使いづらい制度になっている。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としているとともに、医療機関に入院中の方については、医療機関の管理下であるため対象外としております。</p> <p>通勤や通学については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難ではありますが、移動支援事業は障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、今後も引き続き、国に対し障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望してまいります。</p>	
担 当	<p>健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)</p>

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望3	
利用者が障害程度区分認定に関係なく福祉サービスを受けられるように制度そのものの改正について国への要望をしていただきたい。	
要望理由	
生活介護を受けようとするとき、区分3が必要になり再認定などが必要なこともあり、利用者の負担となることが多い。	
回 答	
<p>生活介護につきましては地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方に対し、食事、入浴及び排泄等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供することを目的とする障害福祉サービスです。</p> <p>対象となる方は、常時介護が必要な方となるため、障害程度区分3以上の方か年齢が50歳以上の障害程度区分2以上の方となっております。</p> <p>本市といたしましては、国に対して、必要とするサービスを安心してすべての方が利用することができる恒久的でわかりやすい制度を構築するよう、今後とも求めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望4	
事務量が増えているので、事務員等の人件費に使える費用を助成して欲しい。	
要望理由	
自立支援法になり、事務量がかなり増えている。	
回 答	
<p>障害者自立支援法においては、国の通達等に基づき全国的に統一した人員配置基準のもと、事業運営を行っており、その中には事務員の配置は必須としては位置付けられておりませんが、必要に応じて配置することは可能となっております。</p> <p>また、自立支援サービスについては、障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、国に対し、障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、障害のある方のニーズに対応できるような実態に合った報酬体系となるよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望5	
障害者施設に対する設置基準の緩和や特例を認めてほしい。	
要望理由	
利用者にとって必要な施設の設置の基準が厳しい。	
回 答	
<p>施設入所支援の事業実施にかかる職員配置や設備等については、それぞれ「障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」において定められています。</p> <p>本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、引き続き国に働きかけてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望6	
自立支援協議会が様々な目的に使用できる資金を予算化してほしい。	
要望理由	
<p>強化事業の助成は使い道が決まっており、啓発事業などを行おうとするとき、使いにくい現状がある。広域的な相談受け入れ体制を作ろうとするとき資金がないのが現状である。</p>	
回 答	
<p>自立支援協議会の運営については、3年間の予定で実施された自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金の地域自立支援協議会運営強化事業が平成24年度も延長されることになりました。</p> <p>引き続き、本基金事業を活用し、ホームページの立ち上げや運営、協議会関係者による研修会を開催するなど、区協議会の多様な取り組みを具体化するよう支援してまいります。</p> <p>また、その他、区協議会の活性化や地域相談支援体制の強化を図るために必要な取り組みは、大阪府に認められる場合もありますので事前に協議をお願いします。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 7	
日中活動系事業所等の人材の育成期間（3年くらい）の助成を増大して欲しい。	
要望理由	
運営スタッフを若い人間に引き継いでいきたいが、現状では若い運営スタッフに対して一般会社ほど賃金が払えない。	
回 答	
<p>障害福祉サービス事業所の人員配置基準および報酬体系等については、それぞれ「障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。</p> <p>今後も引き続き国に対して、「良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう、引き続き国の責任において適切な報酬単価の改善を行うこと」を要望してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 8	
高齢者介護と障害者介護の一本化を図ってほしい。	
要望理由	
施設は作られない方向にあるが、年代がミックスしている方が事業所の運営が楽だと思われる。日中活動系事業所等の中には高齢の障害を持った方の利用希望がある。	
回 答	
<p>構造改革特別区域法に基づく規制の特別措置として、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れることができるよう「基準該当生活介護事業所」が認められていますが、これは「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」指定通所介護事業所であるとされています。しかしながら、本市におきましては、地域において十分なサービス提供ができるよう、指定基準を満たす生活介護事業所の整備を進めているところであり、現在のところ基準該当生活介護事業所の設置を想定しておりません。したがって、本市での基準該当生活介護事業所の新設および基準該当生活介護サービスの提供は行わないものとしています。</p> <p>ただし、今後の動向および利用ニーズ等の状況によりましては、柔軟に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障害のある方から日中活動系事業の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障害福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障害福祉サービスの提供をできるように、必要に応じて区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障害については、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障害福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障害者施策としての支援が必要と判断できる場合には、支給決定しております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望9	
通所者用の区内巡回小型バスを走らせて欲しい。一括してタクシー会社への依頼など要望する。	
要望理由	
区内には、サービス利用のために通所するのに困難を感じている障害者が多い。その方々のために通所手段を確保する必要がある。	
回 答	
<p>日中活動事業所における送迎については、平成23年度までは、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の「通所サービス等利用促進事業」により送迎の実施について助成が行われており、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、平成24年度の報酬改正により障害福祉サービスの報酬の中で対応することとなり、新たに送迎加算が創設される予定となっております。</p> <p>今後とも、国に対し、障害のある方のニーズに対応できるように制度改正等を行うよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望10	
<p>サロン活動の可能性を示してほしい。他の市町村では児童・障害・高齢の方が分け隔てなく集まれる場所がある。区内にもそういった場所が欲しい。</p>	
要望理由	
<p>障害を持つ人、高齢者でデーサービスが合わない人はどうしても家に引きこもりがちになる。人々との交流の場を持つことで人間らしい生活を送ることができると思われる。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成3年度から、高齢者を対象とする「大阪市地域支援システム」を構築し、地域ネットワーク委員会による地域福祉活動が開始されました。平成18年度からは同委員会の活動対象を、障害者支援、子育て支援も視野に入れたすべての住民を対象とする活動に拡充し、地域のニーズに応じた様々な活動を展開しております。</p> <p>現在では、地域福祉の推進を図ることを目的とした「大阪市地域福祉活動推進事業」におきまして、地域ネットワーク委員会および地域社会福祉協議会によるグループ活動として、障害の有無や世代の枠を越えた全ての地域住民を対象としたふれあい喫茶やサロン活動を実施している地域も多数存在し、活動の報告もされております。</p> <p>これらの活動が、今後より活性化されるためには、行政、住民、地域の障害者、高齢者を対象とした社会福祉事業者等関係機関との協働によって、対象となる方々が参加しやすいふれあい、交流の場づくりへの取り組みを一層推進する必要があると考えております。</p> <p>今後も、多様な立場の人々や団体などが集まり、地域における課題について共に考え、気軽に参加できる場づくりの充実が図れるよう、取り組んでまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-7959)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 1 1	
ヘルパー不足を解消していただきたい。	
要望理由	
<p>ヘルパー不足のため長時間のサービスの依頼を受けることができない。 移動支援の依頼が多いものの資格を持った人材が少なく、依頼に応えられない。居住支援でヘルパー派遣の依頼が多い時間帯のヘルパーが不足している。</p>	
回 答	
<p>事業所の指定や人材の育成研修事業については、障害者自立支援法では、都道府県地域生活支援事業として位置付けられております。事業所の指定や人材の育成研修については、広域的に取り組むことが最も効果的・効率的であると考えています。また、大阪市内の平成22年10月末現在における指定居宅介護事業所数及び指定重度訪問介護事業所数は約1000ヶ所であり、事業所数は増加傾向となっておりますが、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。</p> <p>また、障害者自立支援法等において、利用者の障害程度に応じたサービスの提供体制を確保するために必要な人員の配置基準及び報酬単価が定められています。本市では、障害福祉サービス提供事業所に従事する職員の労働が加重にならないよう、国に対し適正な報酬単価等を設定するよう要望しているところです。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 1 2	
<p>これまで、精神障害者支援の体制整備として、精神障害者の緊急時対応の充実および専門支援機関・医療機関の設置増崇等を再三要望してきた。しかし、十分な課題解決に至っていないばかりか、いずれの年次においても要望に対する回答主旨に変化がみられない。精神障害者の生活実態と支援における課題をどのように認識されているかを明らかにし、それらを踏まえた課題解決の方策を示されたい。</p>	
要望理由	
<p>既存の福祉サービスや相談支援機関にすら繋がりにくい潜在的ニーズや危機があることに鑑み、居住区に身近な緊急支援体制を構築する必要があると考える。</p> <p>また、これまでの要望に対する市の回答として、支援体制の増強のためには「近隣区の支援センターの利用」や「地域自立支援協議会の充実」などを示されているが、当方は、それらの限界を踏まえて要望しているところであり、要望根拠を踏まえた回答をお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>精神障害のある人は、既存の福祉サービスや相談支援機関に繋がりにくい状況であるということから、身近なところで必要な時に医療サービスを受けられるシステムが必要と考え、本市では、24時間対応の「こころの救急相談」を設置し、専門相談員が精神科医療機関への受診入院等に必要な助言・指導を行っております。</p> <p>また、相談支援事業所については、これまで、市内7圏域を単位に事業展開してきましたが、身近な地域である区単位で相談を受けることができるよう、平成24年度からは区単位の事業展開に改め、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別に関わらずニーズに応じて、必要な福祉サービスの利用や社会資源の活用、専門機関の紹介等、障害のある方又は保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行ってまいります。</p> <p>また、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉法による社会復帰施設（精神障害者地域生活支援センター）でありましたが、平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、「通所活動部分」と「相談支援部分」の機能を併せ持つ「地域活動支援センター」という新たな事業体系に移行し、現在の地域活動支援センター（生活支援型）となったものです。地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉士の配置が必須となっており、こころの健康センター・精神科病院・診療所等の医療機関との連携による支援のノウハウを有しており、対応が困難な重度精神障害者への専門相談や通所支援の場として活用する必要があると考えております。</p> <p>住之江区内には地域活動支援センター（生活支援型）がありませんが、利用対象者を区域で限定しておりませんので、近隣のセンター（西成区2ヶ所、住吉区・東住吉区各1ヶ所）をご利用いただきますようお願いいたします。</p>	
担 当	<p>健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520）</p> <p>健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課（電話 6208-8081）</p> <p>健康福祉局 障害者施策部 障害支援課（電話 6208-7986）</p>

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望13	
<p>介護保険で確立されている複合的な福祉課題を解決する地域ケア会議のように、障がい福祉事業者からの発信によって開催される“障がい福祉版地域ケア会議”を社会福祉協議会の仕組みに位置付けて欲しい。</p>	
要望理由	
<p>介護保険制度と比較して“ワンストップ”により様々な支援機関につながる仕組みが弱い障がい福祉事業者にとって、複合的な福祉課題を持つ家族等への対応や解決に至る窓口が欠けている。</p>	
回 答	
<p>地域支援システムでは、区を単位に「地域支援調整チーム」を設置し、高齢者・障害者・児童をはじめ、すべての住民を対象として、区内の保健・福祉全般に関する実態把握や課題集約、提言提出等を行っております。</p> <p>また区社会福祉協議会を事務局として、「地域支援調整チーム」に参画する機関の実務者等で構成される「実務者会議」を設置し、地域あるいは各相談機関から寄せられる対応困難事例の検討を行うとともに、各相談機関との情報交換・調整等を行っております。</p> <p>実務者会議のもとには、地域ケア会議が設置され、各課題の事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討を行っており、地域ケア会議の結果を蓄積し、実務者会議にて報告を行っております。</p> <p>地域福祉課題が複雑化・多様化・複合化するなかで、実務者会議・地域ケア会議を含めた地域支援システムのあり方については、各区の実情に合わせた柔軟な運用が可能となるよう検討を進めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-7959)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望14			
<p>大阪市地域福祉活動計画の主宰者である区社会福祉協議会が積極的に自立支援協議会と協働し、区の地域性を生かした相談支援体制作りとの中心的役割を担うための財源的保障及びシステム提言をしていただきたい。</p>			
要望理由			
<p>現在区社会福祉協議会は複雑な福祉課題に対応できる多様な事業形態を持ち、地域に密着した福祉課題をスムーズに専門機関につなぐ地域支援システムを持っている。この特性は地域に埋もれる福祉課題を掘り起こし、支援の入り口につなぐシステムを作る上で重要な機能であるから。</p>			
回 答			
<p>本市では「大阪市地域福祉活動推進事業」を実施しており、地域支援システムの第3段階に位置付けられる区社会福祉協議会に対して、実務者会議の実施及び地域団体への研修、地域福祉に関する啓発について、業務の委託を行っております。</p> <p>実務者会議においては、地域ケア会議を設置し、事務局である区社会福祉協議会が中心となって、地域あるいは各相談機関から寄せられる対応困難事例の検討を行うとともに、地域ケア会議の結果の蓄積、各関係機関との情報交換、コミュニティケアの推進・調整等を行っております。</p> <p>また、区自立支援協議会は、地域支援システムの地域支援調整チームにおける障害者専門部会としての機能を果たし、地域の関係機関による連携・協議の場として設置されています。</p> <p>地域支援システムを取り巻く環境が大きく変化する中で、今後、地域支援システムが持つニーズ発見や課題解決等の機能が十分に発揮でき、各区の地域性に柔軟に対応できるような、効率的・効果的な地域支援システムの運用に向けて検討を進めてまいります。</p>			
担 当	健康福祉局	生活福祉部	地域福祉課 (電話 6208-7959)
	健康福祉局	障害者施策部	障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望15			
<p>自立支援協議会に対して“障がい福祉版地域ケア会議”運営費を社会福祉協議会に助成し、その運営費を現在ボランティア活動で活動している自立支援協議会事業者の総合相談支援ネットワーク活動費として社会福祉協議会が拠出できるようにしていただきたい。</p>			
要望理由			
<p>現在総合相談ネットワークと社会福祉協議会地域ケア会議で行われている“障がい福祉版地域ケア会議”が各相談事業者のボランティアの上に立って行われているが、活動費としての運営費が必要である。</p>			
回 答			
<p>本市では「大阪市地域福祉活動推進事業」において、「地域支援調整チームにおける実務者会議に関する業務」を、各区社会福祉協議会に業務委託しています。</p> <p>実務者会議とは、各区で設置する地域支援調整チームに参画する機関の実務者等で構成される会議であり、各区で制定する「地域支援調整チーム設置要綱」に基づいて運営されています。</p> <p>委託業務である「実務者会議に関する業務」とは、地域ケア会議(地域や各相談機関から寄せられる対応困難事例の検討)の開催の他、区における保健福祉サービスに関する総合調整やコミュニティケア推進のための企画立案、関係機関相互の情報交換、調整、研究等に関する業務であり、必要に応じて専門部会を開催するものとなっております。</p> <p>一方、区自立支援協議会は、地域レベルにおける相談支援機関と関係機関による連携を円滑に行い、利用者の支援ネットワークづくりを進めるため各区に設置されており、事務的経費については、自立支援協議会運営経費として各区に配分しております。</p> <p>今後複雑化・多様化する地域の潜在的なニーズにも対応できるよう、実務者会議および地域ケア会議の柔軟な運用に向けた検討を進めてまいります。</p>			
担 当	健康福祉局	生活福祉部	地域福祉課 (電話 6208-7959)
	健康福祉局	障害者施策部	障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望 16	
<p>相談支援専門員対象の勉強会や啓発に役立つ研修を行ってほしい。支援職員のための研修も多く開講し、義務付けもしてもらいたい。ヘルパーの資格取得後のフォローアップ研修も行ってほしい。</p>	
要望理由	
<p>相談支援員・支援員・ヘルパーのレベル及びスキルアップのため。</p>	
回 答	
<p>市の地域自立支援協議会としては、各区の地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行っており、これまで区協議会の牽引的な役割が期待される委託相談支援事業者と区協議会事務局を担当する区職員を対象とした研修会を開催してきました。</p> <p>昨年度は、はじめての試みとして、委託相談支援事業者を含む区地域自立支援協議会構成員及び区保健福祉センター事務局担当者が一堂に会し、市地域自立支援協議会の委員の協力を得て、シンポジウムを開催し、「各区地域自立支援協議会の活性化に向けて」というテーマについて、情報交換を行いました。</p> <p>今後も、相談支援専門員をはじめ区保健福祉センター事務局担当者のための研修会を開催するなど、地域の支援力の向上に努めてまいります。</p> <p>また、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。</p>	
担 当	<p>健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)</p>

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望 1	
入院時コミュニケーション・サポート事業の対象拡大について図られたい。	
要望理由	
<p>重度障害者等入院時コミュニケーション・サポート事業は平成20年10月より実施され、対象者要件が平成22年度より、障害程度区分判定項目の「意思伝達・指示反応」等のコミュニケーション関連4項目のすべてが「できる」以外から、「意思伝達・指示反応の2項目いずれかが「できる」以外と緩和されたところである。しかし、事業名は「重度障害者等」とされているにも関わらず、対象者は未だに障害程度区分6のみに限定されており、ケアホーム入居者の場合も個別ホームヘルプ利用者だけに限定されてしまっている。入院時の介護や支援は病院が行うこととされているが、実際には完全看護の病院であっても付添を求められたり、知的や精神の障害をもつ場合、入院を拒否される事例も相次いでおり、入院時は当事者・支援者にとって大変厳しい状況を強いられている。一方、堺市では昨年10月から障害程度区分による制限がない形でスタートしている。</p> <p>国に対して、入院時の介護・支援で居宅介護や重度訪問介護を利用できるように要望するとともに、それが実現されるまでの間、市としてもコミュニケーションサポート事業について、程度区分5以下やケアホーム利用者の利用を柔軟に認めて頂きたい。</p>	
回 答	
<p>重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業については、意思疎通が困難な重度の障害のある方が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から実施した事業です。</p> <p>本事業の対象者の要件等については、平成22年4月に、対象者要件を障害程度区分認定調査項目「6-3 ア. 意思の伝達」、「6-3 イ. 本人独自の表現方法を用いた意思表示」、「6-4 ア. 指示への反応」、「6-4 イ. 言葉以外のコミュニケーションを用いた説明の理解」の全てが「できる」以外と認定されている者から、障害程度区分認定調査項目の「6-3 ア. 意思の伝達」、「6-4 ア. 指示への反応」いずれかが「できる」以外と認定されている者へ変更するなど対象者の要件を緩和するとともに、「入院初日から連続14日」を「入院初日から14日」としたところであります。</p> <p>当該事業は、平成22年4月に対象要件を緩和したところであり、対象者の拡大につきましては、現在のところ困難であると考えております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望 2	
地域の障害者の相談強化や、社会資源の充実について図られたい。	
要望理由	
<p>住吉区地域自立支援協議会では、2009 年秋から毎月「障害者なんでも相談会」（出張相談も含む）を開催し、毎回数件の相談件数がある。福祉サービスに全く結びついていない事例がまだまだ多く、中には未だに「20 年近く外出したことがない」「10 年間、入浴していない」などの厳しい状況さえあった。また、他府県の入所施設から住吉区に戻って生活したいと希望するケースもあった。</p> <p>自立支援協議会ではこのように埋もれているケースの掘り起こしに力を入れていくことが本来の役割と考えるが、区と自立支援協議会が在宅や施設を訪問することについては、市から「検討中」とストップがかけられている状況にある。この間、市としても各地域、区圏域における相談支援の充実方向が示される中、相談の端緒となる在宅や施設の訪問活動について、どのように進めることが可能か早急に方針を示して頂きたい。</p> <p>また、上記のようなニーズに対応するために、区内の「社会資源マップ」も作成して事業所につなげてきたが、ヘルパー派遣、グループホーム、日中介護、相談支援等の社会資源がまだまだ不足している。昨年指摘したように、介護保険と障害者施策の理念やサービスの相違がある中、障害者事業への事業者参入は進まず、独自に事業者連絡会等で学習会などに取り組み、障害者の支援やサービスについての理解を進めているが、地域の努力だけでは限界もある。市では「事業者研修は府の責任」としているが、今後、地方分権との関係で事業者指定・指導の権限が市に移譲されてくることを見越して、市としても事業者の研修、参入促進の仕組みを積極的に検討し、方針や支援方策を示して頂きたい。</p>	
回 答	
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）が平成 22 年 12 月 10 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日から相談支援の充実が図られることになりました。</p> <p>障害のある方や障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある方や障害のある児童の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、現行の指定相談支援の対象者が障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての方に大幅に拡大されます。また、自立支援協議会が法律上位置付けられ、地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されるなど相談支援体制の強化が図られます。</p> <p>本市としては、これら相談支援の充実のほか、これまで圏域を単位に事業展開してきた相談支援事業を、身近な地域である区単位で相談を受けることができるよう、平成 24 年度から区単位に改め、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別に関わらずニーズに応じて、必要な福祉サービスの利用や社会資源の活用、専門機関の紹介等、障害のある方又は保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う障害者相談支援センターを各区に 1ヶ所ずつ設置します。さらに、基幹相談支援センターを設置し、区障害者相談支援センターに対する助言や援助、相談支援専門員等の研修を行うなど市レベルの中核的な役割を担い、重層的な相談支援体制を構築してまいります。</p> <p>今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望3	
精神障害者の身体介護の算定について周知・検討いただきたい。	
要望理由	
<p>精神障害者の居宅介護では自立支援法施行時に「食事・入浴において助言・促しが必要な場合は身体介護で算定できる」とされたが、実際にはそうした規定を事業者が知らない、あるいはわかりにくいいため、多くのケースで家事援助で算定され、報酬の低さなどから事業所にとって厳しい状況となっている。また、精神障害者の状況によっては直前のキャンセルなどがあり、精神障害の特性やニーズを理解できない事業者が撤退するケースが相次いでいる。これらの事情により、精神障害者の介護に参入する事業者は不足している。</p> <p>国・大阪府では「一緒に家事を行った場合は身体介護として算定可能」としていることから、市としてもその解釈について再度検討頂きたい。</p> <p>また現在、実施されている「助言・促しは身体介護算定が可能であること」について、事業者への理解を広めていくために、「実際に身体介護として算定されている事例」を集約し、それら具体事例と併せて、広く事業者に周知頂きたい。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、精神障害者の居宅介護におけるサービス内容について、自立支援法施行時に国・大阪府と調整いたしました。その結果、平成18年9月26日付「精神障害者に対する居宅介護におけるサービス内容の取り扱いについて」で、精神障害者が調理や清掃等をヘルパーと一緒に行った場合は「家事援助」とし、精神障害の特性として、介護のための促しや必要な助言等は、個々のサービスの中で算定可能としました。その中で「食事や入浴において、助言・促しが必要であれば、実際に食事介護に加え助言・促しに要した時間も「身体介護」と整理するとともに、関係各位に広く周知し、運営しております。</p> <p>なお、国に対しましては、安定した事業運営が図られ、利用者の良好な処遇が確保されるよう、引き続き家事援助等居宅介護事業における適正な報酬単価等の設定について要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望4	
通院等介助の制度の変更について図られたい。	
要望理由	
<p>国は通院等介助について居宅介護の一種であることを理由に自宅発着（家～病院～家）が基本と解釈しはじめたため、通院後、通院等介助を使って日中活動まで送ってもらうことができなくなってきている。他市でも通院後、家に帰すなどの問題が出始めている。大阪市では、家に帰すことにはしていないものの、病院から日中活動へは移動支援を利用しなければならなくなっている。通院後の日中活動へ行くまでの間などは少なくとも一連のサービスとして通院等介助で認められるよう国に働きかけて頂きたい。</p> <p>また、通院等介助での院内の介助については、大阪市でも病院スタッフが対応すべきとして報酬算定を「中抜き」される事例が発生している。院内においても介助・支援が必要なケースについては中抜きしないようにして頂きたい。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法の理念を実現するため、国の責任において、利用者本位に立ったサービスの提供が確保できるよう制度改正を国等に対し要請しているところです。</p> <p>また、居宅介護事業における通院等介助におきましては、平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知においては、「（４）その他 ア移動先における介助の取扱い」において、「官公署等内の介助については、算定対象となる。なお、病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」と示されています。このことから、院内介助におきましては、国の通知によると、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合で、飲水・トイレ等の身体介護、院内の移動、見守り、医師や医療スタッフとのコミュニケーションの仲立ち等が必要であると認定できる場合は、算定できることとしているところです。</p> <p>受診時における支援につきましては、利用者、事業者にとって重要な課題であり、医療機関との連携が必要と考えるとともに、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であると考えことから、今後とも、国に対し、障害のある方のニーズに対応できるように制度改正等を行うよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望5	
移動支援の内容充実について図られたい。	
要望理由	
<p>①通学・通所・通勤等での利用</p> <p>現在、移動支援では、通学・通所・通勤での利用や、短期入所への送り迎えでの利用が認められていない。しかし、家族の状況により送迎が困難な事も多く、親の就労や通院などの機会を奪うことにも繋がり、余裕がなくなる事で虐待ケースにもつながる事例もあった。ボランティアの確保をしながら送迎をサポートしているが、体制が確保できない。</p> <p>これらについての移動支援の利用について検討頂くとともに、通学・通勤については他部局で対応すべきと考えらるなら、それらと協議し対応方策を実現頂きたい。</p> <p>②児童の移動支援の支給時間数の拡大について</p> <p>児童の支給時間が、通常（長期休暇以外）は月12時間、24時間と少なく、まだまだ不十分である。少なくとも、保護者などの緊急時や、中学生以上については時間数を早急に拡大して頂きたい。</p> <p>③移動支援の対象の拡大について</p> <p>大阪市では身体障害者の移動支援の対象が全身性障害者1級に限られており、極めて狭い。身体障害1級以外の障害者や車いす利用の片マヒの障害者、難病の方は移動支援の対象にならず、移動と社会参加の権利が保障されていない。余暇の支援も重要であり、身体障害者の移動支援の対象拡大について、早急に検討頂きたい。</p> <p>④行動援護と移動支援の連続的な利用について</p> <p>現在、行動援護と移動支援の併給が可能になったが、一回のサービスに併せたサービス提供を可能にしたい。例えば、10時～15時の派遣時間の中で10時～13時は行動援護。13時～15時が移動支援。支給時間の都合やヘルパーの都合により、申し出が可能になるとサービスがぶつ切りにならずに、利用者に不安を与えずにすむので、円滑にサービス提供できるので、可能にしたい。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>障害児における支給量につきましては、障害児（18歳未満）のうち小学5年生から18歳未満の児童について、自立生活へ向けての社会経験の必要性が高まっていく年齢であることや、身体的な成長のため保護者のみでの対応が困難な状況となるなどを考慮し、平成19年4月より、月12時間から月24時間に基準を拡充してまいりました。</p> <p>また、移動支援事業や行動援護事業、同行援護事業、居宅介護事業における通院等介助についても、障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、国に対し、障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望6	
グループホーム等の居住地特例について是正を図りたい。	
要望理由	
<p>グループホーム等においては入居する前の市町村住所地でサービスを継続するという「居住地特例」があつて、市町村間での負担の不公平感を調整する役割をはたしてきた。それが、大阪市においては、「出身区」という考え方の下、市内間での異動にも適用されてきた。費用負担は、大阪市の一括して負担しているにもかかわらず、個々のサービスの決定や調整は各出身区でおこなうというスタイルは、居住区での生活を前提にしているサービス利用にとって、当事者のニーズや状況が極めて把握しにくくなっており、適正なサービス利用の阻害条件にもなっているため、早急な是正をお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法第19条2項において、障害福祉サービスの支給決定については、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うこととされており、第19条3項において、法に定める施設等の入所・入居者については、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間、最初に入所等する前に居住地を有していた市町村が支給決定することと定められております。</p> <p>大阪市においては、障害者自立支援法施行細則第8条において、これら支給決定に関する事務を各区の保健福祉センター所長に委任しているところです。</p> <p>なお、出身区の規定につきましては、混乱を来さないよう様々な調整が必要であり、引き続き検討してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

東住吉区 要望2	
<p>身体・家事援助の業務内容に、コミュニケーション支援や見守り介護を加えるようにお願いしたい。</p>	
要望理由	
<p>精神障害者の場合、家事や身体介護以外に話を聞いてほしいというニーズがあります。知的障害者の場合も同様に、話を聞いてもらえると気分が落ち着くことがよくあります。社会生活のうえで、相手の言っていることが理解できなかつたりする場面が多く、コミュニケーション支援は必要であると考えます。</p> <p>また、重度訪問介護では、見守りが認められているものの、重度訪問介護サービスを利用できない精神・知的障害者にとっては見守り介護がありません。現行の障害福祉サービスの制度では、このニーズにこたえることができないため、身体・家事援助の業務内容に加えるようお願いしたい。</p>	
回 答	
<p>知的障害者（児）の方に対するコミュニケーションを含んだ支援としては、身体介護・家事援助以外のサービスとして、移動支援事業、生活介護事業、日中一時支援事業、児童デイサービス事業、就労継続支援事業、就労移行支援事業、小規模作業所、小規模通所授産、地域活動支援センター事業等、行動援護事業、重度障害者等包括支援事業等があると同時に、短期入所事業や共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）もあり、このような各種サービスの中から、ご希望されるサービスをご利用していただくことが可能です。</p> <p>また、居宅介護事業におきましては、単なる見守りについては算定できませんが、障害の特性上、明確に支援の必要性が認められる時は、声かけ等についても算定対象としております。</p> <p>知的障害者の方への支援については、利用者、事業者にとって重要な課題であると考えことから、今後とも、国の法改正等の動向に注視してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 （電話 6208-7986）

区地域支援調整チームからの要望

東住吉区 要望3	
<p>日中活動事業所で事情により送迎を行っていないところに通う障害者に対しては、送迎介護を保証されたい。</p>	
要望理由	
<p>障害者が地域で生活していく上で、社会参加の推進もあり障害者にとって日中活動の場は大変重要です。また、障害者の自立にとって、日中活動の場は必要です。</p> <p>しかし、日中活動の場を提供する事業者の中には、地域事情や人員体制の課題から、送迎を行わない事業所もあります。そのため、自力で通えない障害者は、家族が送迎を行っているのが現状です。その家族が送迎できなくなった場合、日中活動を休まなければならない、家族にも負担を強いることにもなり、障害者の希望にも反することにもなっています。障害者の日中活動の場を保証していくためにも、ヘルパー等による送迎介護が必要であると考えます。</p>	
回 答	
<p>日中活動事業所における送迎については、平成23年度までは、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の「通所サービス等利用促進事業」により送迎の実施について助成が行われており、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、平成24年度の報酬改正により障害福祉サービスの報酬の中で対応することとなり、新たに送迎加算が創設される予定となっております。</p> <p>今後とも、国に対し、障害のある方のニーズに対応できるように制度改正等を行うよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

東住吉区 要望 4	
障害児の義務教育期間中の通学時の送迎体制を保証してもらいたい。	
要望理由	
<p>現在、地域の小学校に通う障害児は、通学時の送迎を親や同級生、または教師に頼っているのが現状です。その親や協力者が病気や都合が悪くなると学校を休まなければならない、教育を受ける権利を保障する上で、通学時の送迎体制を確保してもらいたいと考えます。</p>	
回 答	
<p>教育委員会としましては、障害のある児童・生徒の通学につきまして、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒のうち、車いす利用や歩行困難など自力通学が困難な児童・生徒が荒天時等においてタクシーを利用し通学できるよう支援に努めているところです。今後も国の動向を注視しつつ、個々のケースに応じて適切な支援に努めてまいります。</p>	
担 当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 (電話 6208-9193)

区地域支援調整チームからの要望

東住吉区 要望5	
障害者の地域生活支援事業・移動支援の65歳以上の方の利用について、受給要件を緩和していただきたい。	
要望理由	
<p>現在、視覚障害者の同行援護が今年10月から施行されるため、移動支援事業についても不透明な部分があると思いますので、現在の状況で要望を提出します。</p> <p>65歳までに移動支援の受給が決定している障害者の方は、介護保険への65歳移行後も引き続き移動支援の利用が可能です。それに対し、65歳を超えると申請しても65歳未満の方と比較して受給が難しい状況にあります。</p> <p>65歳未満の段階で移動支援を利用できる要件を満たしていても制度利用されていなかった方で65歳以降に移動支援を希望されるようになった方、また、65歳を超えてから障害者手帳を取得され、移動支援が必要になった方など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。生活が不便である点については年齢が関係なく同じです。また、一概には言えませんが、高齢になってから障害が重度化した場合や新たに障害状態になった方達の困難さは想像以上のものがあります。是非、年齢で区別されることなく、必要な方への移動支援が行われるように要望します。</p>	
回 答	
<p>移動支援事業につきましては、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていた方に対しては、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障害福祉サービスの提供をできるよう、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障害については、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障害福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障害者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 1
<p>《障害者自立生活支援、子育て支援各部会で共通する要望》</p> <p>1. 家族への支援について</p> <p>障害当事者あるいは児童に対する支援を行っていくなかで、当事者を支える家族の存在も重要である。総合的な支援を行うため、家族に対しても経済的・精神的な支援が実施できるような制度の拡充に取り組んでいただきたい。</p>
要望理由
<p>・高次脳機能障害の支援体制の確立を</p> <p>高次脳機能障害の場合、記憶障害や遂行機能障害による本人の不安への対応や支援方法の工夫、行動や感情障害による周囲の方との調整等、障害状況に応じてきめ細やかな支援が必要である。府下圏域ごとに支援ネットワークの整備がされつつあるが、高次脳機能障害の専門医療機関や相談機関・家族支援機関、障害特性に応じた対応ができる施設も少なく、支援者や家族が無力感にさいなまれている。専門機関等を含めた緊密な連携が必要であり、身近に対応できる専門機関の整備や医療機関との連携、様々なサービスのコーディネートを行なえる体制づくりが必要である。また、高次脳機能障害の対応について法整備が必要と考える。 [身体・知的障害者専門部会]</p>
<p>・障害者権利擁護に対する支援体制の確立を</p> <p>障害者の虐待について、自ら被害を訴えることが少ないため、発見が遅れる場合が多い。通報義務や支援体制・判断基準等、早期の法整備が必要である。また、虐待を行ってしまった家族等へのアフターフォローについても検討が必要である。 [身体・知的障害者専門部会]</p>
<p>・発達障害のある人への支援体制の確立</p> <p>発達障害者の相談が増えているが、現状では利用できる専門医療機関・相談機関や在宅サービス・就労支援体制が、まだ不十分である。家族や支援者が発達障害者への理解を深め、関わり方を勉強できるような研修も必要であり、具体の支援体制の確立が望まれる。 [精神障害者専門部会]</p>
<p>・精神疾患をもつ親に対する家族再統合に向けた回復支援体制を構築していただきたい。</p> <p>親に重い精神疾患がある場合、育児能力の低さからくるネグレクトや直接的な身体的虐待の他にも、身近にいる子に対し、非常に深刻な精神的影響を及ぼすことが多い。</p> <p>親の病気の回復が望めない場合、子を一旦施設入所させた後、家族再統合を行うことが非常に困難である。西成区では、既存の制度・資源を利用して取り組んできたが、限界にきている。</p> <p>全国の先進的取り組み事例を研究し、医療機関による治療に止まらない、人材・施設等を含めた公私協働の回復支援体制を構築していただきたい。 [児童虐待防止・子育て支援連絡会議]</p>
<p>・気軽に相談できる体制が必要</p> <p>ひとり親家庭の中には、身近に相談相手がおらず、悩みをひとりで抱えている場合がある。本市においては、母子家庭の当事者団体として、社団法人大阪市母と子の共励会による母子寡婦福祉相談員の相談事業が行われているが、母子家庭の母が気軽に相談できる当事者同士のサポート体制が必要である。 [ひとり親家庭自立支援調整委員会]</p>
<p>・生活面の改善を指導する体制が必要</p> <p>母子家庭の母は、子育てと生計をひとりで担うことから、疲労等が蓄積し、その結果、就業意欲や生活意欲が低下し、子育てや家事等の生活面にも問題を抱える場合がある。本市においては、母子家庭等日常生活支援事業を実施し、ひとり親家庭の生活支援を行っているが、生活習慣の確立を指導することにより、母と子どもが就業、通学を継続していけるようにする体制が必要である。 [ひとり親家庭自立支援調整委員会]</p>

区地域支援調整チームからの要望

回 答

障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。

これまで、障害のある方自身のライフステージの変化や家庭環境の変化などにより、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な場合や、家族の障害、疾病等の理由により障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行ってきました。

平成24年4月以降は、いわゆる整備法の施行により、対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある方に計画相談支援が個別給付化されます。このことにより、障害のある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによってきめ細かな支援が可能となります。

障害のある方をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されております。今後とも当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指してまいります。

担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)
-----	-----------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望2

2. 就労支援について

障害当事者の就労については病気の特徴のために困難であったり、ひとり親家庭の保護者および子ども双方が不就労の課題を抱えていたり、なかなか就労につながらない現状がある。引き続き、職場の開拓・就労機会の拡大や環境整備を行うとともに、求人情報の充実と気軽に相談できる場の確保に取り組んでいただきたい。

要望理由

・障害者の就労支援体制の整備

就労意欲があっても病気の特徴からなかなか就労につながらない。チームによる生活支援と就労支援のきめ細かなアプローチと、雇用率を踏まえた職場の開拓と多様な形態による障害者の就業機会の拡大が必要である。

[精神障害者専門部会]

・義務教育終了後の子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

ネグレクト等さまざまな問題を抱え、義務教育を終了したものの不登校であったとか、高校進学しても中退してしまう子どもが大変増えている。学力はもとより、社会に適応していく力の備わっていない子どもに対して、生活の場や就労の場を提供し社会的自立を支援する自立援助ホームの設置促進等、総合的に系統立てた支援プログラムを構築してほしい。

[児童虐待防止・子育て支援連絡会議]

・様々な求人情報の提供が必要

母子家庭の母は、子育てをひとりで抱えていることから、子どもの疾病により就労時間に制限がある場合がある。本市においては、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親家庭就業サポーターによる就業支援を行っているが、子どもの養育や健康面などに応じた様々な求人情報の提供が必要である。また、就労意欲の保持を指導する体制が必要である。

[ひとり親家庭自立支援調整委員会]

・子に対する就業支援が気軽に利用できる体制が必要

現在のひとり親家庭に対する就業支援は、母に対する就業支援となっているが、ひとり親家庭の中には、子の不就労の問題を抱える場合がある。本市においては、コネクションズおおさかによる若者自立支援事業を実施しているが、事業実施場所が市北部（新大阪）のため移動時間や交通費の問題がある。このため、高校等卒業者及び中退者の子どもの学業保障・進路保障を踏まえつつ、子に対する就業支援が気軽に利用できる体制が必要である。

[ひとり親家庭自立支援調整委員会]

区地域支援調整チームからの要望

回 答

本市では、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し就労支援を行うため、大阪市障害者就業・生活支援センターを市内7箇所に設置しております。

同センターでは、就労移行支援事業所のほか、求人情報を提供するハローワークや大阪市しごと情報ひろば等と連携することにより、障害のある方の就業を支える体制の強化に努めております。また、同センターは総合的な就業・生活支援体制をとっており、本市における障害のある方の相談窓口ともなっております。

<他局の回答内容については、地域福祉課にて取りまとめ>

担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課	(電話 6208-8081)
-----	--------------------	----------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望3	
<p>《高齢者支援、要社会的援護者支援、障害者自立生活支援、子育て支援各部会で共通する要望》 福祉サービス情報の提供について</p> <p>高齢者や障害者あるいは子育て中の家庭等に限らず、すべての人が住み慣れた地域で本人・家族も含めて健やかに過ごせる環境を整える必要がある。そのため、福祉サービスや医療、また就労・進学についての情報の他、緊急の対応が必要な場合等の高度な情報についても、わかりやすく具体的ですぐ使えるよう整備に取り組んでいただきたい。</p>	
要望理由	
<p>・福祉サービス情報及び対応の一元化について 誰もが使いやすい福祉情報の一元化が望まれており、関係機関や市民にもっと福祉サービスを知ってもらい活用できる状況が期待される。 本来、住み慣れた地域での生活が望ましい。そのためには、サービスを活用しながら、本人・家族が健やかに過ごせる環境を整えていく必要があり、また入院や施設からの地域移行においても情報のばらつきや知らないがゆえに地域生活へ移りづらい現状がある。 また、場合によっては、緊急を要することがケースや重複障害のケースがあり、受け入れ可能な事業所や入所施設がないこと及び情報が一元化されていないことで、苦慮している。 については、利用者が望む生活実現のためと緊急時の早期対応のためにも、福祉サービス情報及び対応の一元化が望まれる。 [身体・知的障害者専門部会]</p> <p>・高齢者の支援ネットワーク構築のための個人情報の管理、利用について 個人情報や個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりとともに、高齢者の情報の把握をすることが難しくなっている。個人情報保護の観点から高齢者の情報を団体間で共有することが難しい。また、支援に必要な情報が不足している、孤立している高齢者、要社会的援護者について、行政からの情報提供が難しいため、地域での支援ネットワーク構築に困難をきたす場面も見受けられる。 個人情報保護の理念を尊重しつつ、高齢者、要社会的援護者への支援ネットワーク作りを進めるために必要な個人情報の提供、管理に関する課題の整理及びルール作りに早急に取り組んでもらいたい。 (高齢者支援、要社会的援護者支援部会)</p> <p>・中学校に、卒業後の子どもの把握や支援ができる体制をお願いしたい。 中学校卒業後も、支援、見守りが必要である。中学校の役割を明確にし卒業後も中学校で把握できるような体制を構築してもらいたい。特に、高校に進学した場合、高校からの情報を得る経路の確立をお願いしたい。 [児童虐待防止・子育て支援連絡会議]</p>	
回 答	
<p>障害のある方が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。</p> <p>今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図るなどの取組みを積み重ねていくことによって、地域の支援力を高めてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 4	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
①広汎性発達障害の支援体制の確立を	
要望理由	
<p>広汎性発達障害の場合、対人関係やこだわり等、障害状況に応じた支援を行なう必要があることが多い。発達障害の専門医療機関や相談機関、障害特性に応じた対応ができる日中活動の場所も少なく、サービスの継続やサービスにつながりにくい状況がある。専門医も含めたスーパーバイズ機能の確立や家族・支援者に対する身近なバックアップ体制の整備が必要である。また、地域や施設などの支援者等、本人と家族を取り巻く環境についても、理解を促す必要がある。</p>	
回 答	
<p>発達障害のある方への支援については、乳幼児期の早期発見、早期療育から保育・教育支援、そして就労支援など、ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築が必要です。</p> <p>本市では、発達障害者支援センター「エルムおおさか」を開設し、日常生活についての相談支援、発達支援、就労支援、また家族や関係機関等に対する啓発や研修などを行うとともに、保健・医療、教育、福祉、労働などの関係機関による「企画・推進委員会」を開催し、連携を強めながら、発達障害者支援のためのネットワークの構築に努めてきたところです。</p> <p>また、家族・支援者などに対する支援を促進するため、具体的な療育手法等をまとめた「発達障害児療育支援事業啓発DVD」を平成21年度に作成し、市内の保育所（園）や幼稚園、その他障害児施設等へ広く配布を行っています。</p> <p>さらに、平成23年度からは、発達障害を持つ、又は発達障害の疑いがある方が利用する施設を訪問し、そのスタッフに対して助言指導を行う、巡回相談支援も始めています。</p> <p>今後も引き続き、発達障害の正しい理解を広め、支援方策を知っていただけるよう、エルムおおさかを中心に研修や啓発の取り組みを推進してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望5	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
②成年後見制度の診断書記載可能な医療機関について	
要望理由	
<p>特に知的障害者でかかりつけ医がない場合、身近に診断書を記載してくれる精神科が少ない。個別に医療機関に問い合わせる必要があり、地域の医療機関に成年後見制度の理解と啓発活動を進めるとともに、協力可能な医療機関情報を提供できるようなシステムづくりが望まれる。</p>	
回 答	
<p>成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度です。</p> <p>制度の利用にあたっては、家庭裁判所へ、本人もしくは四親等内の親族（身寄りが無い場合は市町村長）が申立てを行います。</p> <p>大阪市では、大阪市成年後見支援センターを設置して成年後見制度に関する広報・啓発を行っています。成年後見制度の啓発につきましては、医療機関のみならず広く行っていく必要があると考えており、今後とも成年後見制度に関する情報発信等の取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、家庭裁判所へ提出する診断書につきましては、精神科の医師に限られておらず、内科その他の医師においても診断書の作成を行っておられます。</p> <p>要望にある地域の医療機関の情報提供につきましては、医師会との連携は欠かせないものであり、各区におかれましても、地域支援システムを活用し、実務者会議や代表者会議等の各会議において、区医師会と連携を図りながら、地域の医療機関の情報提供や研修の実施等、啓発への取り組みをお願いします。</p>	
担 当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-7951)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望6	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
③あんしんさぼーと事業について	
要望理由	
<p>金銭管理が必要で、早急に利用が必要な場合でも、半年以上待ちの状態、適切な時期に支援につなげることができにくい状態であり、権利侵害につながる可能性が考えられるので権利擁護事業として「あんしんさぼーと事業」の一層の充実が求められる。</p>	
回 答	
<p>あんしんさぼーと事業は、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者を対象に、福祉サービス等の利用援助、金銭管理サービス、通帳や証書類等の預かりサービスを実施する事業であり、大阪市社会福祉協議会が実施主体となって各区社会福祉協議会に委託し、実施しております。</p> <p>利用者や利用を希望される方は、年々増加しており、大阪市社会福祉協議会では、今後も安定したサービスを必要とされる方に提供できるよう、平成22年度から23年度にかけて、相談員の増員や生活支援員の配置等、実施体制の見直しを行ったところです。</p> <p>西成区においては、平成23年度に相談員を11名に増員し、生活支援員の配置を行いました。利用希望者の待機期間及びその件数は、徐々に減少傾向が見られており、現在その推移を注視しているところです。</p> <p>大阪市社会福祉協議会では、実施状況を踏まえながら、より円滑な事業運営について検討を行うこととしており、引き続き支援を行ってまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話 6208-7951)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 7	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
④難病患者の支援制度の拡充について	
要望理由	
<p>難病患者は病状によっては、障害認定にまで至らない場合もあるが、外出時の支援等が必要な状況の方もいる。市営交通割引制度等も含めて、外出時の支援が行えるよう検討が必要である。</p>	
回 答	
<p>大阪市では、障害のある方々の社会参加の促進を図るため、市営交通機関の無料乗車証・割引証を交付し、移動手段の確保に努めております。</p> <p>無料乗車証・割引証の交付要件は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らせていただいておりますので何卒、ご了承ください。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 8	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
⑤ 電動車いす事故防止について	
要望理由	
給付後、障害状態変化によって、加害者になってしまう危険がある場合等、操作能力の評価や付添介助等が行えるように検討が必要である。	
回 答	
<p>電動車いすの交付判定においては、「大阪市電動車いすの補装具費支給基準」に基づき、身体の状態、生活環境及び身体的操作能力（操作性・所要時間・安全性等）の結果等を総合的に考慮したうえで行っています。</p> <p>また、障害状態の変化によって、給付後の電動車いすの使用が困難となった場合について、補装具の耐用年数はあるものの、適切な補装具の交付がされるよう、依頼に基づき判定の見直しを行っています。</p> <p>なお、電動車いすはご自身で操作可能な方に給付している補装具であるため、付添介助等が必要な方は対象外となっております。</p>	
担 当	心身障害者リハビリテーションセンター 相談課 (電話 6797-6561) 健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望9	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
⑥生活介護の利用について	
要望理由	
<p>65歳未満の生活保護の方は、障害施策が優先ではあるが、生活介護の受入れ事業所も少ない中、すでに介護保険制度で通所介護を利用しているも、生活介護への移行を余議なくされ、申し込みが殺到している現状がある。制度のみではなく、社会資源の現状と合わせて、支援を検討していく必要がある。</p> <p>反対に、障害としての対応が不要な介護保険対象者であっても、障害施設に通所していた状況によって、障害での対応を可能とする市の判断もあり、障害としての対応が必要で、障害施策しか利用できない方の利用を狭めている状況にある。</p> <p>本人の障害状況と支援内容、社会資源状況に応じた対応の検討が必要である。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>しかしながら、65歳未満の生活保護の方（みなし2号）の方については、自立支援給付が適応されることとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障害のある方から障害福祉サービスの利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障害福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障害福祉サービスの提供をできるように、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障害については、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障害福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障害者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-8076)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望10	
《障害者自立生活支援部会からの要望》〈身体・知的障害者専門部会〉	
⑦移動支援について	
要望理由	
<p>知的・精神障害者手帳受給者とは違い、身体障害者は重度訪問の方しか移動支援利用ができない。身体障害者についても移動支援のニーズはあり、利用拡大について検討を求める。また、支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通園・通学・通所等が対象として疎外されていることについても必要不可欠な外出として検討を求める。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所等については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、現状では移動支援を利用できませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 1 1	
〈精神障害者専門部会〉	
①在宅支援を進めるための社会資源の充実と関係機関の連携	
要望理由	
<p>精神障害者の在宅支援を実施するためには、地域における社会資源の充実とマンパワーの充実が不可欠である。継続した支援を提供するには、公的機関と民間機関との密な連携と社会資源の拡充、更に指定相談支援事業所の機能の拡充と相談支援専門員との連携がスムーズにいくシステムづくりが必要である。また、地域に密着した医療機関を含む多職種によるアウトリーチ・サービスの充実が望まれる。</p>	
回 答	
<p>地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉法による社会復帰施設（精神障害者地域生活支援センター）でありましたが、平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、「通所活動部分」と「相談支援部分」の機能を併せ持つ「地域活動支援センター」という新たな事業体系に移行し、現在の地域活動支援センター（生活支援型）となったものです。地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉士の配置が必須となっており、こころの健康センター・精神科病院・診療所等の医療機関との連携による支援のノウハウを有しており、対応が困難な重度精神障害者への専門相談や通所支援の場として活用する必要があると考えております。</p> <p>各区保健福祉センターには精神保健福祉相談員が配置されており、市民の精神保健福祉全般に関して相談に応じるとともに、保健師も訪問・面談・電話等を通じて、個別相談に応じています。また、こころの健康センターにおいても、各区の処遇困難事例に対応するため、精神科医師・精神保健福祉相談員・臨床心理士など専門職種チームによる「でかける精神保健福祉相談」を実施し、各区保健福祉センターへの技術援助を行っています。</p> <p>さらに、相談支援事業所については、これまで、市内7圏域を単位に事業展開してきましたが、身近な地域である区単位で相談を受けることができるよう、平成24年度からは区単位の事業展開に改め、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別に関わらずニーズに応じて、必要な福祉サービスの利用や社会資源の活用、専門機関の紹介等、障害のある方又は保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行っています。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520） 障害者施策部 障害支援課（電話 6208-7986） 障害福祉課（電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 1 2	
<p>〈精神障害者専門部会〉</p> <p>②障害者を支援する支援者の資質と支援技術向上のため研修の実施及び支援者へのスーパーバイズ機能の充実</p>	
要望理由	
<p>重複障害や多くの問題を併せもつ障害者が増え複雑困難事例が多くなってきている。自立支援法に基づいて指定相談支援事業所の相談支援専門員が適切な援助を実施して行くためには、精神障害者のみならず、知的や身体障害者に対する知識や理解を深め、重複障害者の支援ができるよう支援者に対するきめ細やかな研修の実施とスーパーバイズ機能が求められる。あわせて、市内の相談支援事業所等に対して事業実施主体として大阪市が研修を開催し、障害状況に応じた支援ができるようスーパーバイズ機能の充実に努める必要がある。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法及び精神保健福祉法の改正により相談支援従事者やサービス管理責任者等の研修は大阪府の役割になっております。</p> <p>大阪府では「相談支援従事者初任者研修」に加えて平成 19 年度から、「初任者研修」の修了者を対象とした現任研修も実施しておりますが、今後とも障害特性に応じたきめ細かな支援が可能となるよう従事者の資質向上のための研修の充実について要望していくとともに、本市においても各区の障害者相談支援センターが、各区自立支援協議会において、牽引的な役割を担っていくことができるよう、相談支援従事者のスキルアップに関する研修を行ってまいります。</p> <p>さらに、基幹相談支援センターを設置し、区障害者相談支援センターに対する助言や援助、相談支援専門員等の研修を行うなど市レベルの中核的な役割を担い、重層的な相談支援体制を構築してまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 13	
〈精神障害者専門部会〉	
③地域のアルコール関連問題へのネットワークの再構築と支援技術の向上	
要望理由	
<p>西成区では、野宿生活から在宅生活への移行、高齢者、自殺未遂者等において、アルコール問題を抱える事例が多く存在し、きめ細かい支援が要求される。アルコール関連問題をアセスメントする力を支援者が養い、支援のネットワークを構築していくことが必要である。そのためには、アルコール関連問題の研修会や事例検討会の開催が不可欠である。</p>	
回 答	
<p>こころの健康センターでは、支援者を対象としたアルコールに関する研修を実施しております。</p> <p>また、平成 22 年度より委託事業として、夜間にこころの健康センターで支援者を中心に、月 1 回「大阪市飲酒と健康考える会」事例検討を中心に実施しております。参加者は、アルコール専門の医師、ソーシャルワーカー、精神保健福祉相談員、就労支援事業所職員、ケアマネージャ、ヘルパー、訪問看護師など様々な職種の方が参加し、当事者や家族も参加し当事者の体験や気持ち、思いや希望などの意見も聞きながら事例検討を行っています。定期的な事例検討が、ネットワークの構築にも役立っています。</p> <p>今後も、継続して研修や事例検討を行い、支援者同志のつながりも構築できるような機会を作っていく努力をしていく予定です。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 1 4	
〈精神障害者専門部会〉	
④障害者の自立生活を支援するためのケアマネジメント体制の充実	
要望理由	
<p>障害者の福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズに応え、地域生活を支援するためには、さまざまな社会資源やサービス、また地域との調整など、総合的継続的に支援するためのケアマネジメントが重要である。すべてのケースについて、ケアマネジメントができる体制づくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。</p> <p>これまで、障害のある方自身のライフステージの変化や家庭環境の変化などにより、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な場合や、家族の障害、疾病等の理由により障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行ってきました。</p> <p>平成24年4月以降は、いわゆる整備法の施行により、対象者が大幅に拡大され、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある方に計画相談支援が個別給付化されます。このことにより、障害のある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによってきめ細かな支援が可能となります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望15	
〈精神障害者専門部会〉	
⑤若年性認知症に対する施策の充実	
要望理由	
<p>若年性認知症は、障害者自立支援法における居宅介護は利用できるが、生活介護・通所介護に適さず、実情では日中の活動場所がない状態である。若年性認知症の日中活動場所の確保等の施策の充実を望む。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、加齢を原因とする特定16疾病に罹患された介護保険法における第2号被保険者は、介護保険給付が優先することとなっております。</p> <p>しかしながら、本市においては、介護保険の被保険者である障害のある方から日中活動系事業の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>また、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉法による社会復帰施設（精神障害者地域生活支援センター）でありましたが、平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、「通所活動部分」と「相談支援部分」の機能を併せ持つ「地域活動支援センター」という新たな事業体系に移行し、現在の地域活動支援センター（生活支援型）となったものです。地域活動支援センター（生活支援型）は、精神保健福祉士の配置が必須となっており、こころの健康センター・精神科病院・診療所等の医療機関との連携による支援のノウハウを有しており、対応が困難な重度精神障害者への専門相談や通所支援の場として活用していただいております。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話 6208-7986)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 1 6	
〈精神障害者専門部会〉	
⑥薬物依存症に関する医療機関の確保と啓発	
要望理由	
<p>薬物依存症は精神科疾患であるが、一般医療機関のみならず、精神科においても治療対象としていない医療機関が多い。身近な医療機関で治療が行えるよう、一般市民への啓発活動と共に、医療機関へも薬物依存症への理解を深めるための啓発が必要である。また、市内に薬物依存症の治療ができる医療機関の確保が望まれる。</p>	
回 答	
<p>本市では、一般市民への薬物関連問題啓発活動とともに、医療機関を含む関係機関支援者を対象に薬物依存症への理解を深めるための啓発講座を行うなど、支援者の育成を目指しています。</p> <p>また、薬物依存症に対する専門医療機関として、大阪府下に4ヶ所の病院と、大阪市内に13ヶ所の診療所がございます。今後もこれら専門医療機関をはじめ、大阪府や関係機関と連携を取りながら、一般市民への普及啓発を行ってまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 要望 17	
〈精神障害者専門部会〉	
⑦重篤な身体合併症を持つ精神・知的重複障害者の受け入れ病院の確保	
要望理由	
<p>手術の必要な身体合併症を持つ精神・知的重複障害者が一般病院に受け入れられなかった事例があった。重複障害を持つ緊急ケース等、民間の医療機関では対応困難な事例に対し、公的医療機関での入院治療が確保されるよう、医療体制の整備が必要である。また、一般医療機関に対し、精神障害者・知的障害者への理解を深めるための啓発が重要である。</p>	
回 答	
<p>大阪市におきましても、障害のある方を含めた市民や患者のそれぞれのニーズに対応できるよう、今後も大阪府と連携して、大阪府障害者地域医療ネットワーク推進事業等、医療を含めた健康福祉施策の推進を図るとともに、地域の保健、医療、福祉の各関係機関の連携による相談体制やリハビリテーション提供体制等の充実をめざしてまいります。</p>	
担 当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉課 (電話 6208-8081)